4　法第一四条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による掲示の方法については、次のとおりとした。

㈠　市町村の選挙管理委員会は、第三条第二号又は第三号に規定する場合には、法第一四条の二第三項の規定による掲示を、審査の告示の日の翌日（法第一六条の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日）から審査の期日の前日までの間、期日前投票所及び不在者投票管理者（公職選挙法施行令（昭和二五年政令第八九号）第一二五条の四に規定する者に限る。㈡において同じ。）の管理する投票を記載する場所内の審査人の見やすい適当な箇所にするとともに、審査の当日、投票所（共通投票所を含む。㈡において同じ。）内の投票の記載をする場所その他審査人の見やすい適当な箇所にしなければならないものとした。（第五条第一項関係）

㈡　市町村の選挙管理委員会は、法第五条の三第一項又は第三項に規定する場合には、法第一四条の二第三項の規定による掲示を、法第五条の三第二項又は第三項において準用する法第五条の二第三項の規定による通知を受けた後直ちに、審査の期日の前日までの間（審査の告示の日に当該通知を受けた場合には同日の翌日から審査の期日の前日までの間とし、法第一六条の二第一項ただし書に規定する場合において審査の告示の日から審査の期日前八日までの間に当該通知を受けたときは審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間とする。）、期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所内の審査人の見やすい適当な箇所にするとともに、審査の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他審査人の見やすい適当な箇所にしなければならないものとした。（第五条第二項関係）

㈢　㈠及び㈡に定めるもののほか、法第一四条の二第三項の規定による掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定めるものとした。（第五条第三項関係）

5　法及びこの政令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほか、審査の投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法施行令第四八条第三項及び第四項の規定による繰延投票の通知に関する部分を除く。）及び開票の例によるものとした。ただし、法第一六条の二第一項ただし書に規定する場合における市町村の選挙管理委員会の委員長に対して行う㈠に掲げる行為は審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行うことができるものとし、市町村の選挙管理委員会の委員長が行う㈡に掲げる行為は審査の告示の日の翌日（同項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日）以後直ちに行うものとした。（第一三条関係）

㈠　公職選挙法施行令第五〇条第二項若しくは第五一条第一項又は同条第二項において準用する同令第五〇条第四項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

㈡　審査の告示の日（法第一六条の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前八日）までに公職選挙法施行令第五〇条第一項若しくは第四項、第五九条の四第一項又は第五九条の五の四第五項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合における同令第五三条第一項第一号若しくは第三号、第五九条の四第四項又は第五九条の五の四第七項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送

6　市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に法第五条の三第三項において準用する法第五条の二第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示（法第五二条に規定する掲示をいう。）に掲載している当該通知に係る審査に付される裁判官の氏名を変更しなければならないものとした。（第二〇条第二項関係）

7　点字投票の投票用紙について、所要の改正を行うものとした。（別記様式関係）

8　その他所要の改正を行うものとした。

二　施行期日等に関する事項

1　この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二八年法律第九四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二九年一月一日）から施行するものとした。

2　この政令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二三年政令第一二二号）の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例によるものとした。

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三八八号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二八年法律第一〇号）附則ただし書に規定する規定は、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る自己負担額及び限度額並びに子女教育手当に係る控除額及び限度額並びに一部を改正する政令（政令第二八九号）（外務省）

1　在ベンガルール日本国総領事館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

3　在アルバニア日本国大使館等三公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当に係る控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

4　この政令は、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第二九〇号）（文部科学省）

1　独立行政法人日本学生支援機構が第一種学資金の貸与を受けた者についてその者の所得を基礎として算定される額を割賦金の額とする方法により当該第一種学資金を返還させる場合における返還の期限の特例を定めることとした。（第五条第三項関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第三九一号）（厚生労働省）

1　公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年三月一日から施行することとした。

◇都市計画法施行令の一部を改正する政令（政令第三九二号）（国土交通省）

1　開発許可の基準に係る技術的細目について条例で制限の緩和をする場合の基準のうち公園、緑地又は広場の設置に係るものについて、それらの設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度に係る制限の緩和を一ヘクタールを超えない範囲で行うことができることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇都市公園法施行令の一部を改正する政令（政令第三九三号）（国土交通省）

1　非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物等に係る都市公園の占用の期間の上限を一年とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年一月一五日から施行することとした。

◇宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三九四号）（国土交通省）

宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二八年法律第五六号）の施行期日は、平成二九年四月一日とすることとした。ただし、附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三〇年四月一日とすることとした。